

地域計画

策定年月日	令和6年9月30日
更新年月日	令和8年8月3日 (第1回)
目標年度	令和18年度
市町村名 (市町村コード)	福知山市 26201
地域名 (地域内農業集落名)	中六人部 (島田、野間仁田、下地、中地、後正寺、大内山田、笹場、田野、田野山田)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	138 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	118 ha
② 田の面積	115 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	- ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	- ha
(参考)区域内における80才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考) ・区域内の農用地等面積:地域計画対象地Ⅱ農振農用地Ⅱ利用状況調査で2(耕作)と回答 ・田・畑の面積:農振農用地の用途区分 ・R8年度地域計画はアンケート未実施のため、④・⑤・(参考)は記入なし	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における80才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

【現 状】

農地は、昭和50年代前半で地区内のほぼ全ての農地が整備済みで、区画は整形田が多いが農振農用地の平均区画面積が9.6aと狭小であり農地集積に支障を来している。また、少子高齢化が進行する中、70才以上の農家が全農家243名の約半数の47%を占め、10年後には農家数が約130名程度に半減すると見込まれ、現在70才以上の農家で耕作されている農地約50haで、多くの農地が遊休化する可能性が否定できない状況にある。

営農面では、コシヒカリ・キヌヒカリ(R5地区生産面積の約42%)を主体に、加工用米・特別栽培米・酒米等(R5地区生産面積の約18%)を生産する水稻単作が中心である。その他、担い手経営体を中心に、麦・小豆の作付け(R5地区生産面積の約10%)が盛んである。野菜類は自家用栽培が主体であるが、万願寺甘とう・九条ネギ・キュウリ・大根・カボチャ・トマトなど多品目に生産しており、また、地域特産品として青大豆や栗の生産にも取り組んでいる。

経営面では、農産物を出荷している農振農用地面積は54.9ha(46.4%)で、地区農振農用地面積の50%以下の状況である。機構集積経営面積を除く農産物出荷面積は21.9ha(18.6%)で、自家用作物栽培面積18.0ha(15.3%)を3.9ha上回っているが、自家用作物栽培面積の占める比率が高くなっており、2種兼業農家の農産物販売は減少傾向にある。

【課 題】

地域農業活性化協議会及び地域資源保全会により、農地利用集積・調整活動及び農用地保全活動を推進している。今後は法定認定農家・中核的農家だけでなく、多様な担い手を含めた農地集積や再ほ場整備・簡易区画拡大等基盤整備を契機とする農地集積を推進する。併せて、現状分散している担い手経営体の集積農地の集約化を図り、遊休農地化を未然に防止する必要がある。

農地保全に当たっては、上述のとおり10年後には農家数が約130名程度に半減すると見込まれることから、草刈、水利施設・農道管理等と農地集積に一体的に取り組む、土地持ち非農家を含めた農地共同管理体制の構築が求められる。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

10年後には農家数の半減が見込まれ、土地利用型農業の維持に向けては、法認定・中核的農家だけでなく集落営農の組織化や新規就農者確保等による多様な担い手への農地集積及び集団化に取り組み、「水稻+小麦+小豆」の2年3作周年栽培など農地利用率の向上により土地利用型農業収益の増を図る。

また、野菜類の多品目生産や、地域特産品である青大豆・粟といった地域特性を活かし、年間約1万人の集客力のある廃校活用施設「610BASE」と連携して農産物を直売することで、小規模な二種兼業農家の農業生産維持・拡大を図り地域農業の活性化を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

【方針】

地域農業の在り方の目標として、草刈・水路泥上げ等の農地保全・維持活動と農地集積に一体的に取り組む土地持ち非農家を含めた農地共同管理体制の構築を進め、多様な担い手による農用地保全に取り組むとともに、遊休農地の発生を未然に防止するため、粗放作物利用農地管理や少人数共同農地維持管理作業体制を検討するとともに、基盤整備(再ほ場整備・簡易区画拡大等)の実施を契機とする、「地域まるっと中間管理方式」の導入等地域共同での農地管理を担う法人組織の設立を目指す。

【方針決定に当たっての経過】

検討に当たっては、将来の農地保全のあるべき姿を把握するため、集落・地形・水利等を考慮して地域内を6ブロックに分割し、ブロック毎に「農地保全検討会」を開催し、各エリア別に望ましい農地保全の検討を行った。

検討会は、延べ11回、157名(重複参加を除く実参加者84名[全戸数255戸の33%])、地域内の様々な立場から幅広く意見を徴するため女性9名、後継者世代21名、土地持ち非農家7名の参加により、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針を検討し、「将来も農地として守るべき区域(24区域)」と「将来農地として維持困難な区域(8区域)」にゾーニングし、守るべき24区域、維持困難な8区域を農地利用方針別に9体系(①～⑨)に区分し、地域計画の対象範囲を「守るべき区域24区域」(体系①～⑦[1,429筆、125.1ha])として、上記の利用方針を定めた。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	8 %	将来の目標とする集積率	18 %
--------	-----	-------------	------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

1(2)現状で記載したとおり、10年後の農家数半減に対処するため、中六人部地域農業活性化協議会及び中六人部地域資源保全会により、農地利用集積・調整活動及び農用地保全活動に取り組み、今後は法認定農家・中核的農家だけでなく、多様な担い手を含めた農地集積や再ほ場整備を契機とした農地集積・集団化を推進し、地域農業の維持を図る。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

中六人部地域農業活性化協議会が中心となり、「地域まるっと中間管理方式」の導入等地域共同での農地管理を担う法人組織の設立に向け、令和6年度に地域意向の確認調査に取り組み、地域全体を包括した農地集積・集団化を推進する。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

農地中間管理機構の活用にあたっては、地域共同での農地管理を担う法人組織の設立に向け、令和6年度に地域意向の確認調査に取り組み、2～3年後を目標に地域全体の農地情報を集約し、農地中間管理事業手続きの窓口を1本化することにより効率的かつ適時での利用権設定を推進する。

(3) 基盤整備事業への取組

中六人部地区の農地は、ほ場整備済みで区画は整形田が多いものの、平均区画面積が9.6aと極めて狭小のため、担い手経営体の規模拡大・農地集積に支障を来している。また、昭和50年代に河川改修等により設置された各井堰等主要取水施設の老朽化が進行し、特に宮井堰では河川から取水後にポンプアップして送水しており、耕作者が減少する中、維持管理費が農家の大きな負担になっており新しい水利システムの構築が必要である。獣害対策に関しては、鳥獣害対策交付金・多面的機能支払交付金を活用して一定の整備は進んだが、全周防護が不十分な区域や老朽化等により補修が必要な箇所が存在している。このような状況を打開して、農地保全・農地集積を進めていくためには、再ほ場整備・簡易区画拡大、獣害柵整備・補強といった基盤整備が必要であり、令和6年度に事業実施に向けて、実施優先順位や地元負担金対応の可能性等地域意向の確認に取り組む。

また、将来的に多様な担い手への農地集積を進めるための農業施設として、有利販売に繋がる高品質な米を乾燥・調整・出荷する必要がある、利用時の自由度が高い地域独自運営ライスセンターが必要であり、令和6年度に事業実施に向けた地域意向の確認に取り組む。

[illegible]

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者) 中六人部

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和18年度)					
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図上 の表示	備考	
1	－ 認農 利用者									

[illegible]